

学校業務員（事務・用務・調理の臨時職員）名簿登録募集要項

学校事務・用務・調理の欠員代替職員を募集しています。

- 学校業務員は事務補助、用務補助、調理補助の3職種あります。
- 欠員代替職員としての名簿登録者を通年募集しています。（締切はありません。）
- 名簿登録期間は書類受付日から1年間です。
- 登録された方の中から、欠員が発生し次第、随時お仕事を紹介します。（先着順ではありません。）
- 登録期間内に任用されない場合もあります。
- 登録期間を過ぎた申込書は、責任をもって破棄します。

1 募集対象者

年齢、性別を問わず、

- 学校の教育活動に理解のある方
- 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない方

〔参考〕地方公務員法第16条（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 勤務内容

- ① 【事務補助】学校事務（経理業務、学籍管理、パソコン入力作業、書類整理、電話対応、窓口業務など）に関する補助作業
- ② 【用務補助】学校用務（主に校舎内外の清掃、学校の環境整備に関する業務）に関する補助作業
- ③ 【調理補助】給食調理（主に調理準備業務など、学校給食に関する業務）に関する補助作業

3 勤務条件

(1) 報酬

① 【事務補助】時給 1,395 円（地域手当相当額含む）

② 【用務補助】時給 1,389 円（地域手当含む）

③ 【調理補助】時給 1,389 円（地域手当含む）

※採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その額によります。

※通勤手当の支給があります。（1 か月の上限額：55,000 円）。

※期末手当、勤勉手当の支給対象となる場合があります。

原則として翌月 15 日に金融機関口座に振り込みます。

(2) 勤務日

原則として月曜日から金曜日のうち、月 20 日以内です。

(3) 勤務時間

① 【事務補助】午前 8 時 00 分から午後 4 時 45 分までの間において、
原則、1 日 6 時間 45 分

② 【用務補助】午前 8 時 00 分から午後 4 時 30 分までの間において、
原則、1 日 6 時間 45 分

③ 【調理補助】午前 8 時 00 分から午後 4 時 30 分までの間において、
原則、1 日 6 時間 45 分

※勤務開始時間及び休憩時間は各学校により異なります。

(4) 超過勤務

なし

(5) 週休日

日曜日、土曜日、学校長が定める日

(6) 休暇等

年次有給休暇、病気休暇、夏季休暇、慶弔休暇、介護休暇等が設けられています。

(7) 加入保険

原則として社会保険（健康保険、厚生年金保険）、雇用保険の適用となります。

※任用期間または勤務形態によっては対象とならない場合があります。

(8) 公務災害補償

公務上の災害又は通勤による災害については、所定の手続きの後、認定された場合は補償されます。

(9) 条件付採用

条件付採用期間（1 か月間）があります。

4 勤務場所

板橋区内区立小中学校

5 申込方法

添付ファイルの「学校業務員（事務・用務・調理の臨時職員）名簿登録申込書」を郵送または持参で教育委員会教育総務課まで提出してください。

【郵送の場合】〒173-8501 東京都板橋区板橋 2-66-1

板橋区教育委員会事務局教育総務課学校職員係あて

【持参の場合】板橋区役所北館 6 階 11 番窓口

【問い合わせ先】

板橋区教育委員会事務局教育総務課学校職員係

電話：03-3579-2606 ファクス：03-3579-4214

メール：ky-shokuin@city.itabashi.tokyo.jp